<特定地域中小企業特別資金の概要>

資金種類	(A資金)	(B資金)	(C資金)
	<u>県内の移転先</u> において事業を	<u>避難指示が解除された区域</u> 等に	事業者事業再開等補助金の交
	継続・再開する資金	おいて事業を継続・再開する資	付を受けて <u>県内、県外において</u>
		金	事業再開・展開等を行う資金
対象者	帰還困難区域、居住制限区域、	帰還困難区域、居住制限区域、	田村市、南相馬市、川俣町、広
	避難指示解除準備区域又は特	避難指示解除準備区域、特定避	野町、楢葉町、富岡町、川内村、
	定避難勧奨地点の区域に事業	難勧奨地点、旧屋内退避区域及	大熊町、双葉町、浪江町、葛尾
	所を有し、県内の移転先におい	び旧緊急時避難準備区域に事	村及び飯舘村に事業所を有し、
	て事業を継続・再開する中小企	業所を有し、当該区域内におい	「福島県原子力被災事業者事業
	業等	て事業を継続・再開する中小企	再開等支援補助金」(以下「事業
		業等	再開等補助金」)の交付を受け
			て、県内、県外において事業再
	 原則として、避難指示解除から 5 年後まで貸付申請可能		開・展開等を行う中小企業等
		The state of the s	
資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度			
	3,000 万円以内	3,000 万円以内 (B 資金を既に利用した方が 追加融資を受ける場合は、 上記融資限度額から既融資 額を差し引いた額を限度と	補助対象事業+消費税-補助決定額
		する)	
融資期間	20 年以内(うち据置 5 年以内)		
融資利率	無利子		
担保	無担保		
保証人	代表者保証(法人の場合)		
取扱期間	令和6年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長する。)		
申込先	県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター		

〇現在までの利用状況(令和5年2月末日現在)

貸付決定件数:943件、貸付決定額:約157億円

〇特別資金に関する問い合わせ先

公益財団法人 福島県産業振興センター 企業振興部 原発災害対策特別融資チーム

住所:福島県福島市三河南町 1番 20号 コラッセふくしま6階

電話:024-525-4019